

# 弁理士法人 RIN IP Partners

2026年3月2日

## 国内審判決紹介

日本国内の審決・判決の中から興味深かったものをご紹介します。

担当：中川 拓

### ■目次

#### ・判決紹介

商品（バッグ、財布）の形態模倣が認められなかった事案

#### ・審決紹介

欧文字部分が一体不可分のものと認識理解されるとして、商標非類似と判断された事案（商標「TAKASHIMAYA/Happy Halloween/タシマヤ ハッピーハロウィン」）

### ■判決紹介

商品（バッグ、財布）の形態模倣が認められなかった事案

判決言渡日：令和7年11月13日 事件番号：令和6年（ワ）第10842号不正競争行為差止等請求事件

#### ・事案概要

原告は、被告が販売する商品（バッグ、財布）が、原告商品の形態を模倣した商品であり、被告の販売行為が不正競争（不競法2条1項3号）に該当すると主張し、損害賠償請求を求めた。裁判所は、被告の商品は、原告商品の「形態」を模倣したものであるとは認めることができないとして、原告の請求が棄却した。

－原告及び被告の商品「バッグ」の画像－

	原告商品	被告商品
前面		
後面		
内部		
底		
側面		



#### ・裁判所の判断の概要（商品「バッグ」について）

原告商品と被告商品の全体的印象には共通するものがあるように受け止められる部分はある。

しかし、両商品において共通すると原告が主張する各形態は、いずれも先行する同種商品として、既に同一ないし類似の形態が存在していたため、これらを形態の実質的同一性の判断において重視することができない。

また、両商品は、ハンドルの持ち手高に 8 cm と 10,5 cm の違いがある上、バッグ前面の縦約 3 cm の長方形タグの有無、ハンドルと本体との取付部の約 4 cm 四方の縫い目の形状及び丸型補強鉄の有無においても相違し、先行する同種商品との比較のもと原告商品固有の形態といえる部分が限られている中で、これらの相違点は、商品全体の形態に対する需要者の印象に影響する相違点があるといえる。また、ハンドルの持ち手高が数 cm 相違する点については、需要者において、これのみで大きく印象を異にするとまでいえるかはともかくとして、原告商品固有の形態といえる部分が限られている中で、相違点として軽視することはできない。

以上より、原告商品と被告商品の形態は、実質的に同一であると認めることはできない。

なお、先行同種商品の形態との比較検討に加え、原告が、原告商品の形態のデザイン過程を立証するよう被告ないし裁判所から繰り返し求められながら、これを直接示す証拠を一切提出することができなかったという訴訟経過も踏まえると、原告商品の形態が、原告の労力等を投下して開発した成果たる「他人の商品の形態」（不競法 2 条 1 項 3 号）に当たることについても、疑義があるといわざるを得ないところである。

したがって、被告商品は、原告商品との形態上の共通部分や事実経過からして、原告商品を参考にしてデザインされたことはいかがわれるものの、原告商品の「形態」を「模倣」したものであると認めることはできない。

#### ・寸評

商品化のために資金や労力を投下した先行者を保護するため、不競法では、「他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為」を「不正競争」と定め、日本国内で当該他人の商品の販売開始から 3 年間は、差し止め請求や損害賠償請求を認めています。

また、不競法では、「模倣する」とは、「他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと」と定めています。

今回の被告商品は、一見すると原告商品と極めて形態が近似しており、また、被告が商品の販売を開始する前に、原告商品を購入していたことが明らかになっています。

しかし、原告商品よりも先行する同種商品との比較において、原告商品固有の形態と認められる部分が極めて限られていたことに加え、原告が商品の形態をデザインした過程を証明する資料を提出することができなかったことにより、原告商品の形態が、保護されるべき資金や労力を投下した成果である「商品の形態」に該当することについても疑義があると判示されてしまいました。

デザインが重視されるバッグや財布、アパレル商品などは、膨大な数の同種商品が市場にあふれ、形態による差別化が厳しい状況にあるものの、僅かな形態上の特徴によりヒット商品が生まれることも珍しくない中、自ら資金や労力を投下した商品形態を保護するためには、その形態を生み出した過程を証明する資料を保管管理することも重要であると感じました。

## ■ 審決紹介

欧文字部分が一体不可分のものと認識理解されるとして、商標非類似と判断された事案（商標「TAKASHIMAYA/Happy Halloween/タカシマヤ ハッピーハロウィーン」）

審決日：令和7年12月11日 審判番号：不服2025-10985

### ・ 事案概要

本願商標は、「TAKASHIMAYA」と「Happy Halloween」の文字部分を一体不可分のものと認識、理解されるとして、「Happy Halloween」「ハッピーハロウィーン」の文字などからなる引用商標とは非類似と判断された。

本願商標（商願 2024-31381）	 <p>TAKASHIMAYA <b>Happy Halloween</b> タカシマヤ ハッピーハロウィーン</p> <p>（指定役務：35 類 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 等）</p>
引用商標 1（登録第 2300716 号）	 <p><b>ハッピーハロウィーン</b> <b>HAPPY HALLOWEEN</b></p> <p>（指定商品：30 類 菓子及びパン）</p>

引用商標 2 (登録第 5967182 号)

Happy Halloween  
ハッピーハロウィン  
ハッピーハロウィーン

(指定商品：第 3 類 かつら装着用接着剤 等)

## ・ 審決概要

本願商標は外観上まとまりよく一体的な印象を与えるものといえる。

また、構成中「タカシマヤ ハッピーハロウィーン」の文字部分は、「TAKASHIMAYA」の文字及び「Happy Halloween」の文字を一連のものと捉えた場合の読み方を表したものと認識させるというのが相当であるから、本願商標全体からは、「タカシマヤ ハッピーハロウィーン」の称呼を生じるものと認められるところ、当該称呼は決して長い称呼とはいえ、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標に接する、その指定役務の取引者、需要者は、殊更に、本願商標の構成中から、「TAKASHIMAYA」の文字部分を捨象し、「Happy Halloween」の文字のみに着目するとはいい難く、むしろ、本願商標は、少なくとも、「TAKASHIMAYA」の文字部分と、「Happy Halloween」の文字部分を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当である。

また、ほかに、本願商標の構成中の「Happy Halloween」の文字部分のみが、取引者、需要者に対し、自他役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるというべき事情も見いだせない。

以上からすれば、本願商標から「Happy Halloween」の文字部分を分離、抽出し、この部分だけを両引用商標と比較して、類否判断をすることは許されないというべきである。

したがって、本願商標が、引用商標と「ハッピーハロウィーン」の称呼及び「ハロウィーンの日」に使われる挨拶としての「ハッピーハロウィーン」の観念を共通にする類似の商標であるとして、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

## ・ 寸評

本願商標の外観構成上、「TAKASHIMAYA」「タカシマヤ ハッピーハロウィーン」の文字が、「Happy Halloween」の文字に比べ、あまりにも小さく表されていることから、「Happy Halloween」の文字が強く支配的な印象を受けることは明らかであり、需要者が、本願商標の構成中「Happy Halloween」の文字のみに着目する場面があることは否めないと感じます。

しかし、ハロウィーンが浸透し、小売業においてもハロウィーンに関連する様々なイベントが開催されている現在においては、本願の指定役務（各種小売等役務）との関係において、「Happy Halloween」の文字が独立して自他役務識別標識として認識理解されることは無いと思われまますので、審決の結論自体は妥当であると考えます。



内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。